多北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇ 条 例	ページ
0	北九州市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例【総務局人 事部給与課】	6
0	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【総務局 情報政策部情報政策課】	1 0
0	北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民総 務部戸籍住民課】	1 1
0	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 【市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課】	1 2
0	北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	1 3
0	北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例【建設局道路部道路計画課】	1 4
0	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	
0	北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団・市民防災課】	1 6 1 8
	◇規則	
0	北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及 び情報を定める規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政 策課】	1 9
	◇ 公 告	
0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (3件) 【技術監理局契約部 契約課】	
0	計画段階環境配慮書等の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】	2 0
		3 5

◇ 交 通 局

0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】	
0	特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】	3 6
		3 9
	◇ 教育委員会	
0	北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則【市民文化ス ポーツ局地域・人づくり部生涯学習課】	4 0

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための地方公務員法の一部改正に伴い、次に掲げる条例を改めることにしました。

- (1) 北九州市職員の分限に関する条例
- (2) 北九州市職員の給与に関する条例
- (3) 北九州市職員退職手当支給条例
- (4) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (5) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
- (7) 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (8) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関 する条例
- この条例は、令和元年12月14日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 一部改正等に伴い、執行機関が個人番号を利用することができる事務を整理す る等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年10月18日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏、旧氏及び名を組み合わせた もの並びに旧氏及び名の一部を組み合わせたもので表された印鑑の登録を受け ることを可能にする等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年11月5日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館の移転に伴い、体育室及びテニスコートの使用料を次のとおり定めることにしました。

14-	八市至	击口	н		1 0土	明 サルフ			1 5 0 0 M
体	八幡	専用			l	間又はそ			1,500円
育	西生 涯学				の端数ごとに				
室		共	_			一般	高等学	や校の生徒	小・中学校の
使	習総	用							児童及び生徒
用	合セ		1 1 1 1 1 1	O 11± 88 D1		0.0.0.		1 5 0 M	
料			3 時间以		220円		150円	7 0 円	
			回数券(1人1回	1,	760円	1,	200円	560円
			10枚つ	(3時間					
			づり)	以内)					
テ	八幡	共	_			一般	高等学	ど校の生徒	小・中学校の
=	西生	用							児童及び生徒
ス	涯学		1人1回(3 時間以		2 2 0 円		150円	70円
コ	習総		内)						
<u> </u>	合セ		,			= 0 0 H	_	0 0 0 FF	- 0 0 H
h	ンタ		回数券(1人1回	1,	760円	1,	200円	560円
使			10枚つ	(3時間					
用用			づり)	以内)					
7.13									
料									
料									

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置を適正化する等のため、年金管理者の欠格事由に係る規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年12月14日から施行することにしました。

◇北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

道路構造令の一部改正に伴い、県道及び市道の構造の技術的基準に自転車通行帯に関する基準を加える等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年10月18日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例

地区計画の変更に伴い、大里本町西地区地区整備計画区域に関する規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年10月18日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の 一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため常勤の消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、非常勤の消防団員についてこれに準じた措置を講じることにしました。

この条例は、令和元年12月14日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報 を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和元年10月18日から施行することにしました。

北九州市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

北九州市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例 (北九州市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の分限に関する条例(昭和38年北九州市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第2項中「失なわなかった」を「失わなかった」に、「取消された」を「取り消された」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第6項中「他の」を「、他の」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第4項又は第5項の規定の」に改める。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号) の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号及び付則第13項中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改 正)

第4条 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭

和38年北九州市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第12条中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第1 6条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第13条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第2 8条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第12条中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第1 6条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第13条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第2 8条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第33条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した教職員を除く。)」を削る。

第35条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第47条第6項中「他の」を「、他の」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第4項又は第5項の規定の」に改める。

(北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改 正)

第7条 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平

成30年北九州市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第16条中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第1 6条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第2 8条第4項の規定により失職し」を削る。

第25条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年北九州市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条のうち北九州市職員の給与に関する条例第27条の改正規定及び第16条のうち北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第46条の改正規定中「、若しくは失職し」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例、第4条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、第5条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、第6条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例及び第7条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

3 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条のうち北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める

条例第18条の改正規定、第8条のうち北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第18条の改正規定及び第19条のうち北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第25条の改正規定中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第28号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年北九州市条例第56号) の一部を次のように改正する。

別表第2の13の項特定個人情報の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を 第1号とし、第4号を第2号とし、同表の23の項事務の欄中「、妊娠の届出 、母子健康手帳の交付」を削り、「低体重児の届出又は未熟児の訪問指導」を 「未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改め、同 表の24の項特定個人情報の欄第1号中「生活保護関係情報」を「生活保護法 による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する 情報(以下「生活保護関係情報」という。)」に改め、同表の26の項特定個 人情報の欄中第1号を削り、第2号の号番号を削り、同表の30の項事務の欄 中「教育・保育給付」の次に「又は子育てのための施設等利用給付」を加える

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第29号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例(昭和38年北九州市条例第60号)の一部を次のように 改正する。

第4条第1号中「又は氏」を「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)、氏」に改め、「組み合わせたもの」の次に「、旧氏及び名を組み合わせたもの又は旧氏及び名の一部を組み合わせたもの」を加える。

第12条第1項第5号中「又は名」を「、名又は旧氏」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 旧氏の削除により登録している印鑑が第4条第1号の規定に該当したとき。

第12条第2項中「又は第6号の規定」を「から第7号までのいずれか」に 改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの項中

٦		İ	70)他の室		1時間又はそ		1 2 0 円	1 1	+ .
			この他の主			の端数ごとに		1 2 0 1		を
г										
1			その他の室			1時間又はそ		1 2 0 円		
						の端数ごとに				
	体	八幡	専月	-		1時間又はそ		1,500円		
	育	西生				の端数ごとに				
	室	涯学	共			一般	高等学校の生	小・中学校の		
	使	習総	用				徒	児童及び生徒		
	用	合セ		1人1回(3時間以 内)		2 2 0 円	1 5 0 円	7 0 円		
	料	ンタ								
		_		回数券(1人1回	1,760円	1,200円	560円		
				10枚つ	(3時間					に
				づり)	以内)					1
	テ	八幡	共	_		一般	高等学校の生	小・中学校の		
	=	西生	用	1人1回(3時間以			徒	児童及び生徒		
	ス	涯学				2 2 0 円	1 5 0 円	7 0 円		
	コ	習総		内)						
	_	合セ		回数券(1人1回	1,760円	1,200円	560円		
	1	ンタ		10枚つ	(3時間					
	使	_		づり)	以内)					
	用									
L	料						<u> </u>			ı

改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 北九州市心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年北九州市条例第14号) の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第11条第3項第2号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年北九州市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。 第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

- 第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者 の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前 項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転 車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通 行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

- 第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。
- 第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。
- 第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。
- 第41条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加え 、「当該部分」を「当該県道」に改める。
- 第42条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道 及び市道については、改正後の第8条の2並びに第10条第1項及び第2項 の規定にかかわらず、なお従前の例による。 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第33号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年北 九州市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2の大里本町西地区地区整備計画区域の項中

- (1) 住宅
- (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (5) 自動車教習所
- (6) 自動車車庫 (建築物に付属するものを除く。)
- (7) 倉庫業を営む倉庫
- (8) 畜舎
- (9) 令第130条の6に掲げる工場以外の工場
- (10) 自動車修理工場
- (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所 、場外車券売場その他これらに類するもの
- (12) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
- (1) 風営法第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の 用に供する建築物
- (2) 住宅
- (3) 寄宿舎又は下宿
- (4) 自動車教習所
- (5) 畜舎
- (6) ぱちんこ屋
- (7) 法別表第2(と)項第2号及び第3号並びに(ぬ)項第3号に掲げる工場(印刷所及び自動車修理工場を除く。)
- (8) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理 に供するもので令第130条の9で定めるもの

「500平方メートル」を「200平方メートル」に改める。

付 則

を

に、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第34号

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例(昭和40年北九州市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第8条第2項第2号中「又は第2号のいずれか」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第8条第2項第2号の規定により生じた 失職の効力については、なお従前の例による。 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報 を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第30号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事 務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年北九州市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「次に掲げる情報」を「対象者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号アからウまでを削る。

第23条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、 第8号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条 第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務 当該事業 の対象となる者又はその者が養育する乳児若しくは幼児に係る予防接種法 による予防接種の実施に関する情報

第24条第1号ア中「生活保護関係情報」を「生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」に改める。

第26条第1号中「次に掲げる情報」を「当該申請を行う者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「次に掲げる情報」を「当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第4号中「次に掲げる情報」を「第1号に掲げる情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第5号中「次に掲げる情報」を「当該届出を行う者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第439号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 購入品目及び予定数量白灯油(12月分) 37キロリットル
- (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和元年12月1日から同月31日まで
- (4) 納入場所
 - ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場
 - イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場
 - ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場
- (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期
 - ア 15キロリットル 令和元年11月頃
 - イ 48キロリットル 令和元年12月頃
 - ウ 35キロリットル 令和2年1月頃
- (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日
- (7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の1 00分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

- (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
- 2 電子入札に関する事項
 - (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書(添付資料を除く。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(内訳書を含む。) の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムに

より行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領 、運用基準及び電子入札心得(一般・物品)によるものとする。
- 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年11月1日まで(日曜日、土曜日及び同年10月22日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 5 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 公告の日から令和元年11月19日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 並びに同年10月22日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分 まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年11月1日まで(日曜日、土曜日及び同年10 月22日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合 の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年11月1日まで(日曜日、土曜日及び同年10月22日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年11月11日から同月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月19日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年11月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年11月19日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免 除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当 する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

- 7 Summary
 - (1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity: 37KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., November 19,2019

For tenders submitted by mail:
5:00p.m., November 18,2019

(3) For further information, please contact:Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第440号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 購入品目及び予定数量 軽油(軽油引取税免税・12月分) 3万3,100リットル
- (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和元年12月1日から同月31日まで
- (4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先(藍島〜小倉航路小倉 桟橋) こくら丸又は代船
- (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期
 - ア 2万9,600リットル 令和元年11月頃
 - イ 2万9,900リットル 令和元年12月頃
 - ウ 2万5,100リットル 令和2年1月頃
- (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日
- (7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

- (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
- 2 電子入札に関する事項
 - (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書(添付資料を除く。) の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(内訳書を含む。) の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第1章1-

- 2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得(一般・物品)によるものとする。
- 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年11月1日まで(日曜日、土曜日及び同年10月22日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 5 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 公告の日から令和元年11月19日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 並びに同年10月22日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分 まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年11月1日まで(日曜日、土曜日及び同年10 月22日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合 の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年11月1日まで(日曜日、土曜日及び同年10月22日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年11月11日から同月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月19日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年11月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年11月19日午後2時10分

- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免 除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当 する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

- 7 Summary
 - (1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity: 33,100L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., November 19,2019

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., November 18,2019

(3) For further information, please contact: Contracts Division, Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu 北九州市公告第441号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 購入品目及び数量家庭ごみ収集用指定袋 850万枚
- (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期限 令和2年5月29日
- (4) 納入場所 市の指示する場所
- (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期 いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
 - ア 1,035万枚 令和元年12月頃
 - イ 960万枚 令和2年4月頃
 - ウ 985万枚 令和2年6月頃
 - 工 960万枚 令和2年8月頃
- (6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の1 10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

- (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
- 2 電子入札に関する事項
 - (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書(添付資料を除く。) の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(内訳書を含む。) の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得

て、北九州市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領 、運用基準及び電子入札心得(一般・物品)によるものとする。
- 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前5年間に、国、地方公共団体等の官公庁(外国の官公庁を含む。) 又は北九州市における外郭団体と同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績(納入数量の合計が170万枚以上であるものに限る。)があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年11月7日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」及びという。)及び同年10月22日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 5 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 公告の日から令和元年11月27日まで(日曜日等及び同年10月22日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年11月7日まで(日曜日等及び同年10月22 日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合 の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年11月7日まで(日曜日等及び同年10月2 2日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1 時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年11月15日から同月27日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月28日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年11月27日午後5時までに必着のこと。

- (6) 開札の場所及び日時
 - ア 場所 第1号アの場所
 - イ 日時 令和元年11月28日午後2時10分
- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

- 7 Summary
 - (1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 8,500,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system:
2:00p.m., November 28, 2019
For tenders submitted by mail:
5:00p.m., November 27, 2019

(3) For further information, please contact: Contracts Division, Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu 北九州市公告第442号

北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)第6条の3 第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があっ たので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項 の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

令和元年10月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地株式会社グローカル 代表取締役会長 奥原征一郎 広島県呉市中通二丁目6番6号
- 2 対象事業の名称 (仮称)白島沖着床式洋上風力発電事業
- 3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市環境局環境監視部環境監視課 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所総務企画課 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号 北九州市若松区役所島郷出張所 北九州市才松区大手町11番5号 北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

令和元年10月18日から11月17日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに同年10月22日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで(島郷出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで)

北九州市交通局公告第14号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年北九州市交通局管理規程第5号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月18日

北九州市交通局長 池 上 修

1 調達内容

- (1) 購入品目及び予定数量軽油 14万リットル
- (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和元年12月1日から同月31日まで
- (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所
- (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期 予定数量39万リットル 令和元年11月頃
- (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月8日
- (7) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含む ものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である かを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の1 00に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等 に関する規程(平成7年北九州市交通局管理規程第1号)第2条において 準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関 する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名 簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2524)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年 11月11日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号 北九州市交通局総務経営課
 - イ 日時 公告の日から令和元年11月26日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 並びに10月22日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分ま で及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月27日の午前9時か ら午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号北九州市交通局42会議室
 - イ 日時 令和元年11月18日午後2時
 - (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年11月11日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。
 - (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和元年11月26日午後5時までに必着のこと。
 - (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号北九州市交通局43会議室
 - イ 日時 令和元年11月27日午後2時
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、北九州市交通局契約規程(昭和39年北九州市交通局管理規

程第5号。以下「契約規程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又 は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第 1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ て入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号 電話 093-771-8401

- 6 Summary
 - (1) Product and Quantity

Gas 0il

Forecasted Quantity:

140,0000

- (2) Deadline of Tender (by hand)
 - 2:00p.m., November 27, 2019
- (3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., November 26, 2019

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau, City of Kitakyushu 北九州市交通局公告第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年北九州市交通局管理規程第5号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月18日

北九州市交通局長 池 上 修

- 1 物品等の名称及び予定数量 軽油 14万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市交通局総務経営課 北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月25日
- 4 落札者の名称及び住所 東洋商事株式会社 北九州市門司区港町7番8号
- 5 落札金額 1 リットル当たりの金額 9 6 円 4 0 銭
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年8月9日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年10月18日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則

北九州市立生涯学習センター規則(平成15年北九州市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条の表中「北鷹見町13番10号」を「南鷹見町6番1号」に改める。

別表第1中「八幡西生涯学習総合センター」の次に「(分館を除く。)」を 「戸畑生涯学習センター 加え、「戸畑生涯学習センター」を 八幡西生涯学習総合センター折尾分館」 に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。